

公立大学法人鳥取環境大学の中期目標について

設立団体の長である知事と鳥取市長は、公立大学法人鳥取環境大学が公立化後の6年間（H24～H29）において達成すべき業務運営に関する目標である「公立大学法人鳥取環境大学中期目標」を定め、法人に対しこの目標を達成するように指示しなければならない。

1 中期目標を定める根拠

地方独立行政法人法（平成15年法律第118号）第25条第1項

※ 知事及び鳥取市長は、中期目標の作成に当たっては、地方独立行政法人法（第25条第3項及び第78条第3項）により、公立大学法人鳥取環境大学評価委員会及び公立大学法人鳥取環境大学の意見を聴くとともに、県及び市議会の議決を経なければならない。

2 中期目標の概要

＜中期目標に規定すべき内容＞〔法第25条第3項及び第78条第2項〕

- ①中期目標の期間
- ②住民に対して提供するサービスその他の業務の質の向上に関する事項
- ③業務運営の改善及び効率化に関する事項
- ④財務内容の改善に関する事項
- ⑤教育及び研究並びに組織及び運営の状況について自ら行う点検及び評価並びに当該状況に係る情報の提供に関する事項
- ⑥その他業務運営に関する重要事項

3 中期目標の期間

平成24年4月1日～平成30年3月31日（6年間）〔法第78条第1項〕

4 今後の検討スケジュール

- ・ 中期目標素案の策定〔H23.12月〕
- ・ 中期目標最終案、中期計画・業務方法書等素案の策定〔H24.1月〕

→ 評価委員会の
意見を聴く

設立団体の長は、中期目標を定めるときに
あらかじめ公立大学法人の意見を聴き、その
意見に配慮する。

※公立大学法人設立前のため、経営・教育研究
審議会委員予定者等の意見を聴き実質的に
は議論し、中期目標案を作成する。法人設
立時に中期目標を策定した状態でスタート
する。

- ・ 中期目標最終案を県議会・市議会へ提案〔H24.2月〕
- ・ 公立大学法人鳥取環境大学に意見を聴き、中期目標を策定〔H24.4月〕

5 中期目標策定の考え方

中期目標は法人業務運営の根幹を成す目標や指針を定めるものであり、地方独立行政法人法では法人の自主性・自律性が尊重されている。そして、法人は設置団体による中期目標の指示を受け自ら定めた中期計画に従い、自主性・自律性をもって業務を実施することとなる。

しかしながら、鳥取環境大学が公立化に至った経緯を考えると、大学の自主的な努力を促しつつも、設置者である県と鳥取市は大学運営への適切な関与が必要となる。

そこで、法人が達成すべき目標やその達成のために大学が考えるべき到達目標値・行動計画を中期目標の中で示し、設置者である県・鳥取市は、その目標や行動の進捗管理によって、法人が持続安定的に運営できるよう必要な指導等を行う。